

議案第15号

養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

養父市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市介護保険条例の一部を改正する条例

養父市介護保険条例（平成16年養父市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「39,660円」を「42,000円」に、同項第2号中「55,500円」を「58,800円」に、同項第3号中「63,420円」を「67,200円」に、同項第4号中「71,340円」を「75,600円」に、同項第5号中「79,320円」を「84,000円」に、同項第6号本文中「95,160円」を「100,800円」に改め、同号ア中「(以下「合計所得金額」という。)」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)」を加え、同項第7号中「103,140円」を「117,600円」に、同項第8号中「118,980円」を「134,400円」に、同項第9号中「126,900円」を「151,200円」に、同項第10号中「142,800円」を「168,000円」に、同項第11号中「150,720円」を「184,800円」に改め、同条第2項中「所得の少ない」を「前項第1号に掲げる」に、「前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「35,700円」を「37,800円」に改める。

第17条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の養父市介護保険条例の規定により課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

議案第15号 養父市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>39,660円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>55,500円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>63,420円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>71,340円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>79,320円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>95,160円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が100万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ （略）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>103,140円</u></p> <p>ア・イ （略）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>118,980円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>42,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>58,800円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>67,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>75,600円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>84,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>100,800円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）<u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）</u>が100万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ （略）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>117,600円</u></p> <p>ア・イ （略）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>134,400円</u></p>

現 行	改 正 案
<p>ア・イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>126,900円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>142,800円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>150,720円</u></p> <p>2 <u>所得の少ない第1号被保険者</u>についての保険料の減額賦課に係る<u>前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率</u>は、同号の規定にかかわらず、<u>35,700円</u>とする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第15条・第16条 (略)</p> <p>第17条 市は、被保険者、<u>第1号被保険者の配偶者</u>若しくは<u>第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>151,200円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>168,000円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>184,800円</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者</u>についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率</u>は、同号の規定にかかわらず、<u>37,800円</u>とする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第15条・第16条 (略)</p> <p>第17条 市は、被保険者、<u>被保険者の配偶者</u>若しくは<u>被保険者の属する世帯の世帯主</u>その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>

